

平成27年度 第1回

茨 木 市 住 居 表 示 審 議 会

— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	平成27年度第1回茨木市住居表示審議会
開催日時	平成27年7月8日(水) 午後3時00分開会・午後3時40分閉会
開催場所	市役所南館8階中会議室
会 長	澤木 昌典
出席者	[委 員] 澤木 昌典、辻 幸恵 <以上学識経験者> 岩切 道広、図師 一久、下之園 秀秋 <以上関係行政機関の職員> 山中 信之、森川 香代子 <以上市民> (以上、計7名)
欠 席 者	なし
事務局	大塚副市長、鎌谷都市整備部長、田邊都市整備部次長兼都市政策課長、 新開都市政策課推進係長
議題(案件)	・会長の選出について ・大字栗生岩阪、大字宿久庄、大字清水及び大字佐保の各一部の地区における住居表示の実施について ・その他
傍 聴 者	なし

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○新関係長	ただ今から平成 27 年度第 1 回茨木市住居表示審議会を開会する。 開会にあたり、大塚副市長からあいさつを申し上げる。
○大塚副市長	(あいさつ)
○新関係長	本日は、今年度 1 回目の茨木市住居表示審議会のため、委員の皆様を紹介する。 (学識経験者、関係行政機関委員、市民委員を順次紹介) (市側を順次紹介) 『会長の選出について』 本審議会の会長は茨木市住居表示審議会規則第 6 条の規定により、委員の互選により定める。立候補かご推薦が特になければ、澤木委員に引き続き会長をお願いしたい。 (他の委員から異議なしの声あり、澤木委員より了承の声あり) 澤木委員に茨木市住居表示審議会会長をお願いする。 以後、本審議会の進行を澤木会長をお願いする。
○澤木会長	茨木市住居表示審議会規則第 7 条の規定により、会長が本審議会の議長を務めさせていただくので、ご協力を賜りたい。 茨木市住居表示審議会規則第 6 条第 3 項の規定により、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとなっている。 会長の代理を辻委員をお願いしたい。 (辻委員より、了承の声あり)
○澤木会長	本日の出席状況について、事務局から報告をお願いする。
○新関係長	本日の出席状況であるが、委員総数 7 名のところ出席者は 7 名となっており、茨木市住居表示審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、会議は成立している。
○澤木会長	本日は、茨木市住居表示審議会規則第 2 条の規定により、市長から諮問のあった大字栗生岩阪、大字宿久庄、大字清水及び大字佐保の各一部における住居表示の実施について、ご審議いただきたい。 諮問内容について事務局から説明をお願いする。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○田邊次長	『大字粟生岩阪、大字宿久庄、大字清水及び大字佐保の各一部における住居表示の実施について』 (諮問内容について説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。 これより、諮問事項について調査審議を進める。 質問や意見等はないか。
○山中委員	平成14年度の本審議会で決定した町名案についてホームページ等で周知しているとのことだが、市民から反対意見等はないか。
○田邊次長	平成14年度以降、10年以上にわたりホームページ等で周知しているが、反対意見等は特に頂戴していない。
○岩切委員	色を町名に用いることは非常に美しく、「彩都」という愛称も広く周知されているので「彩都あかね」で問題ない。
○澤木会長	住居表示に関する法律第5条の2による町名案等の公示に関し、本地区には、区域内に住所を有する者が所定数以上おらず、案に対する変更請求が行われる可能性はないが、手続き上の問題はないか。
○大塚副市長	住居表示に関する法律第5条の2の規定は、既成市街地の住居表示を実施する際に、当該地区に居住している者が市の案に対し、意見を述べることを想定している。 本案件では、現に居住している者がおらず、法の規定を満足するものではないが、法定手続きとして30日間の公示は必要である。
○澤木会長	茨木市住居表示実施基準では、町の名称として「〇丁目」をつけない場合、町の名称の最後に「町」をつけるのが基本であるが、本地区においては、彩都の他地区の町名との統一感から「彩都あかね」が妥当と思うが、如何か。 (異議なしの声)
○辻委員	説明にあったように進出企業は外構の一部などに「あかね色」を利用するなど、「あかね色」が地区のシンボルカラーとなる取り組みに協力してくれそうか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○田邊次長	進出が決定している企業に対しては、既に取り組内容を説明しており、協力していただけるものと考えている。
○下之園委員	将来的に本地区に住宅が建築され、人が居住することはないか。
○大塚副市長	本地区においては、事業系施設の立地を誘導するため、地区計画で住宅の建築を制限しており、人が居住することはない。
○図師委員	緑地や公園部分に建築物が立地した場合はどうなるのか。
○田邊次長	住居表示は公園や緑地を含め、彩都中部地区すべての区域で実施するため、仮に住居表示が必要な建築物が立地したとしても対応は可能である。
○澤木会長	他に意見や質問はないか。 特に異議がなければ、本審議会としては、諮問のあった彩都中部地区全体を「彩都あかね」とする。 なお、答申書の作成については、私に一任いただいても良いか。 (異議なしの声) 答申は、「新町名については、平成14年度の本審議会における答申内容を尊重し、「彩都あかね」が妥当であり、先にまちびらきが行われた、「彩都あさぎ」、「彩都やまぶき」と同様、「あかね色」が地区のシンボルカラーとなるような取り組みを図られるとともに、新町名とその由来を市民に幅広く周知するよう努められたい。」としたい。 (異議なしの声)
○澤木会長	本日の予定案件は以上である。 これで平成27年度第1回茨木市住居表示審議会を閉会する。 (15時40分閉会)